

2013 年合格目標

法人税法

理論テキスト見本

P56、57

理論マスター見本

P23、95

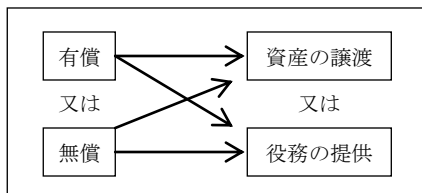
2013 年合格目標

法人税法

理論テキスト見本

※3 「有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供」

①有償による資産の譲渡、②無償による資産の譲渡、③有償による役務の提供、④無償による役務の提供、の4つを指す。



※4 「有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供」

無償による資産の譲渡や無償による役務の提供で収益を認識するのは、税法固有の規定である。

このような規定が設けられたのは、例えば資産の贈与（無償による資産の譲渡）はその資産を有償で譲渡した後、取得した金銭を贈与することと経済的効果が同一である、という点に着目したためである。

結果として、法人税は、収益と費用を両建てする総額主義を採用していることになるが、企業会計と実質的な利益は変わるものではない。

下記のように、両処理を比較してみると損益は一致する。

【具体例】簿価 100（時価 500）の土地を贈与した場合

会計的仕訳〈純額処理〉

（贈与費用）100 / （土 地）100

税務的仕訳〈総額処理〉

（現 金）500 / （譲渡収益）500

（贈与費用）500 / （現 金）500

（譲渡原価）100 / （土 地）100

なお、上記「税務的仕訳」における贈与費用については、別段の定めによる寄附金の損金不算入又は役員給与の損金不算入等の規定が適用されることがあり、この場合には、企業利益と課税所得に差異が生じることになる。

※5 「無償による資産の譲受け」

いわゆる受贈益が該当する。

※6 「～で、～もの」

この場合の「もの」は、「で」の直前の名詞を受ける。したがって、「もの」は具体的には「取引」を指す。

4. 損金の額（法22③）

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、^{※1}別段の定めがあるものを除き、次の額とする。	
(1)	^{※2} その事業年度の収益に係る売上原価、 ^{※3} 完成工事原価 ^{※4} その他これらに準ずる原価の額
(2)	(1)のほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（ ^{※5} 償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
(3)	^{※5} その事業年度の損失の額 ^{※6} で ^{※6} 資本等取引以外の取引に係るもの

※1「別段の定めがあるものを除き」

損金の額について、別段の定めが設けられているものについては、この規定によらず、それぞれの規定による。	
別 段 の 定 め	第四款 … 損金の額の計算（法29～60の3）
	第五款 … 利益の額又は損失の額の計算（法61～61の13）
	第六款 … 組織再編成に係る所得の金額の計算（法62～62の9）
	第七款 … 収益及び費用の帰属事業年度の特例（法63、64）
	第八款 … リース取引（法64の2）
	第九款 … 法人課税信託に係る所得金額の計算（法64の3）
	第十款 … 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算（法64の4）
	第十一款… 各事業年度の所得の金額の計算の細目（法65）
	租税特別措置法等の特例

※2「その事業年度の収益に係る～」

収益と個別対応により計上すべきことを要求している。したがって、債務確定にとらわれず、客観的な見積計上は許容される。（基通2-2-1）

※3「その他これらに準ずる原価の額」

「その他の」ではなく、「その他」という並列的接続になっているため、包括的な原価全体を指すのではなく、固定資産等の譲渡原価を指している。
--

※4「償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。」

償却費以外の費用については債務が確定したもののみの損金算入を認めている。これは、費用を期間対応により認識しようとする際の恣意性を排除するものである。 したがって、引当金の計上などの費用の見越計上は原則として認めていない。 なお、償却費については、債務確定の概念がなじまないため、債務確定基準を要求していない。

※5「損失の額」

「当該事業年度の損失の額…」という表現により、発生的事实により計上することを要求している。
--

2013 年合格目標

法人税法

理論マスター見本



参考 収益の認識基準

- (1) 棚卸資産の販売（基通2-1-1）
引渡しがあった日
- (2) 請負契約（基通2-1-5）
 - ① 物の引渡しを要する請負
目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日
 - ② 物の引渡しを要しない請負
約した役務の全部を完了した日
- (3) 固定資産の譲渡（基通2-1-14）
 - ① 原則
引渡しのあった日
 - ② 特例
売買契約効力発生の日
- (4) 貸付金利子（基通2-1-24）
 - ① 原則
期間の経過に応じて収益計上（期間対応）
 - ② 特例
利払期日の到来する都度（継続適用）

（注）借入金と貸付金とがひも付の場合には、①を適用する。



参考 債務の確定の判定（基通2-2-12）

- 4.(2)の債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、その事業年度終了の日までに次の要件の全てに該当するものとする。
- (1) その費用に係る債務が成立していること。
 - (2) その債務に基づいて具体的な給付原因となる事実が発生していること。
 - (3) その金額を合理的に算定することができること。

プラスα 定期同額給与の範囲 (令69①)

- (1) 次の改定がされた場合、改定前後の各支給時期における支給額が同額であるもの
 - ① 期首から3月以内の改定
 - ② ①以外に、役員の職制上の地位の変更等の事情(臨時改定事由)による改定
 - ③ ①②以外に、経営状況が著しく悪化したこと等の理由(業績悪化改定事由)による減額改定
- (2) 継続的に供与される経済的な利益のうち、その額が毎月おおむね一定であるもの

プラスα 事前確定届出給与の届出期限 (令69②③)

- (1) 通常の場合
 - ① 原則
次のいずれか早い日までとする。
イ 役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めをした株主総会等の決議日から1月を経過する日
(注) その定めをした株主総会等の決議日が、その職務の執行を開始する日(役員への就任日等をいい、通常は総会等の開催日)後である場合はその職務の執行を開始する日から1月を経過する日
ロ その事業年度開始の日から4月を経過する日
 - ② 設立の場合
設立の日以後2月を経過する日
- (2) 臨時改定事由が生じた場合
臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日
- (3) 既に届け出た(1)(2)の内容を変更する場合
次のそれぞれの日までとする。
 - ① 臨時改定事由が生じた場合
臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日
 - ② 業績悪化改定事由が生じた場合
変更決議をした日から1月を経過する日